

◆宅地建物取引士証再交付について

〈必要書類等〉

1. 宅地建物取引士証再交付申請書

※ 亡失、滅失の届出を警察署に行い、申請書の理由欄に届出警察署名と届出番号を記入してください。

2. カラー顔写真2枚（対3 cm × 対2.4 cm）（無帽・正面・上半身・無背景）

3. 本人確認のための証明書類等（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど顔写真付きのもの）

※ 郵送申請の場合、カラーコピーを添付してください。

4. 群馬県証紙4, 500円（※再交付申請書に貼付）

■ 宅建士証の再発行にあたっては本人確認が必要となります。

申請にあたっては、本人が直接申請してください。

■ 再発行される宅建士証の郵送を希望する場合は、434円（送料84円＋簡易書留料金350円）分の切手を貼付した返信用封筒が必要になります。

■ 汚損・破損の場合、新宅建士証受領の際に旧宅建士者証を提出してください。

提出先：〒371-8570

前橋市大手町1-1-1 県庁22階

県土整備部住宅政策課宅建業係

TEL 027-226-3525